

—故障安心パックライト会員規約—

第1条(故障安心パックライト会員規約の適用)

ソフトバンク株式会社および株式会社ウィルコム沖縄(以下総称して「当社」といいます。)の定める「ワイモバイル通信サービス契約約款(電話サービス編)(タイプ1・2)」(以下「サービス約款」といいます。)に基づきワイモバイル通信サービス契約(以下「サービス契約」といいます。)を締結し、且つ当社に対し故障安心パックライト会員規約(以下「本規約」といいます。)に基づき当社の故障安心パックライト(以下「本会」といいます。)の入会を申込みされた方で、当社が入会を認めた方を本会員とします。

2 当社は本規約に基づき、本会員に対し本規約に定める会員特典(以下「特典」といいます。)を提供します。当社が本会員に対し特典を提供することを以下「本サービス」といいます。

3 本規約に定める規定は全てサービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、サービス約款に記載されている内容によるものとします。

4 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

5 本規約において記載する金額は税抜き価格となります。

第2条(本サービスの対象単位)

本サービスは、サービス契約に基づく契約者回線毎に提供します。

第3条(本会入会条件)

本会への入会条件は、サービス約款に定める「スマホプラン S(タイプ 1)」、「スマホプラン M(タイプ 1)」、「スマホプラン L(タイプ 1)」のサービス契約を締結している個人(以下「サービス契約者」といいます。)で且つサービス契約者の自営無線装置により契約者回線に接続して使用する方であることとします。

第4条(会員特典の適用)

本会員は、所定の書類等に署名及び捺印することにより、本サービスの利用ならびに特典の提供等を受けることができます。

第5条(特典の提供対象)

当社が本サービスにおいて提供する特典は、本会員に限り提供します。

第6条(本会への入会の申込み)

本会への入会の申込みを行うときは、当社所定の手続きにより申込みものとします。

2 本会への入会の申込みは、新規にサービス契約を締結する際に自営無線装置を準備したサービス契約者のみとします。

第7条(本会への入会の申込みの承諾と本会員の資格の取得)

当社は、本会への入会の申込みがあったときは、本規約により本サービスの提供ができない場合又はその申込みを承諾することが技術的に困難な場合を除き、本会への入会を承諾し、本会への入会の申込みをした方(以下「申込者」といいます。)は本会員の資格を取得します。

2 当社は、申込者が、サービス契約に関する債務の支払いを過去に怠り、又は現に怠るおそれがあるときは、前項の規定にかかわらずその申込みを承諾しないことがあります。

第8条(退会手続)

本会員が本会の退会を希望する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続きが完了した時点で本会を退会し本会員の資格を喪失するものとします。

第9条(当社が行う退会手続)

当社は、本会員が、本会の月額使用料その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず、本会員を退会させることができるものとします。

2 本会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合は、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず本会員を退会させることができるものとします。

(1)入会時に虚偽の申告をした場合

(2)本規約又はサービス契約のいずれかの規定に違反した場合

(3)月額使用料等当社に対する債務の履行を怠った場合

(4)特典の利用状況等が適当でないと判断された場合

(5)住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により本会員の居所が不明となり、又は当社が本会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合

3 本会員は、前各項に該当する場合には、その退会の日をもって本会員の資格を喪失するものとします。

第10条(サービス契約の解約)

契約者回線に係るサービス契約の解約があったときまたは特典の提供を受けたとき、本会員の資格を喪失し、本会を退会するものとします。

第11条(本サービス適用期間)

本サービスの適用期間は、本会への入会の申込みを受け当社がそれを承諾した日から退会の日までとします。

第12条(契約者識別番号の変更に伴う特典の適用)

本会員が、契約者回線の契約者識別番号の変更を行った場合は、当該契約者識別番号の変更を行う以前の特典の適用実績は、そのまま継承されるものとします。

第13条(月額使用料)

本会の月額使用料は、1契約者回線ごとに月額 500 円とします。

第14条(月額使用料の支払い)

当社は、本会の月額使用料をサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。

2 本会員は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。

3 当社は、本会員が支払った月額使用料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第15条(月額使用料の日割り)

月額使用料は、請求月から従って計算するものとし、請求月の途中で本会への入会・退会による本会員資格の喪失等があった場合は、次のとおり計算を行います。

本会への入会	本会への入会の日から起算し、当該請求月の日数に従って、日割り計算を行います。
本会員の資格の喪失	月額使用料の日割り計算を行いません。 ※入会月と解除月が同月の場合は、サービス加入日数分の日割り計算を行います。

第16条(月額使用料の無料期間の適用)

当社は、当社の定める条件を満たす本会員に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第17条(消費税相当額の加算)

第13条、第14条、第15条および及び別表(特典の内容及び提供条件)の規定により本会員に支払う金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額(消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。)を加算した額とします。

第18条(延滞利息)

本会員は、月額使用料その他の債務(延滞利息を除きます。)について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第19条(特典の提供義務の免責)

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- (1)本会員が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合
- (2)本規約第9条に該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合

第20条(DM、宣伝物等の発送)

本会員は、当社が、サービス約款の規定に従い、サービス契約者に係る情報を利用する可能性があることをあらかじめご承諾いただきます。

第21条(規約の変更、承認)

当社は、本規約、特典の内容を本会員に通知することなく変更することがあります。この場合には、特典及びその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

—特典の内容及び適用条件—

取り替えサービス(内容:取り替え手数料を支払うことで移動無線装置を購入できる。)

- (1) 特典は、当社が指定する取り替え手数料を支払うことで、当社が指定する移動無線装置(以下、「取り替え機種」といいます)を購入できるものです。
- (2) 特典はサービス契約者本人または当社が定める条件に限り利用できます。
- (3) 取り替え機種、取り替え手数料は、当社ウェブサイト等にてご確認ください。
- (4) 取り替え機種によっては、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更または解除を伴う場合があります、これにより契約変更事務手数料や解約金等の発生、または契約期間の変更となる場合があります。
- (5) 取り替え機種は、未使用または短期間使用された携帯電話機、ならびに故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した電話機です。
- (6) 取り替え機種は、外装に小傷が付いている場合があります。
- (7) サービス契約に基づく利用料金などの支払い債務に滞納がある場合、特典をご利用いただけません。
- (8) 特典の申込みは、当社が指定するサービス取引所に限ります。
- (9) 特典をご利用の際、サービス契約者が所有する自営無線装置の引き取りは行いません。
- (10) 特典申込み後のキャンセル・返金は一切応じられません。

附則

(実施期日)

平成 29 年 4 月 11 日制定